

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法

(平成 25 年法律第 75 号)

規制の名称：銃砲刀剣類所持等取締法の特例

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：海事局外航課、海上保安庁国際刑事課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 29 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

ソマリア海賊による被害の発生件数は 2008 年の 111 件から 2011 年の 237 件と急激に増加し、また、ソマリア海賊の発生海域はオマーン沖・アラビア海まで拡大し、船舶航行の安全に対する脅威として大きな国際的関心を集めた。このような中、各国は当該海域を航行する船舶に民間の警備員が小銃を用いた警備を実施できるよう対応したところ、当該警備員が小銃を用いた警備を実施している外国船舶では海賊に乗り取られた事案は 1 件も発生していない等、民間の警備員による小銃を用いた警備は効果的であった。

しかしながら、日本船舶は旗国主義に基づき銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）が適用され、原則として銃砲の所持が禁止等されるため、日本船舶において民間の警備員による小銃を用いた警備を実施することができなかつたため、日本船舶が標的とされるおそれが高まっていた。

このため、ソマリア海域等の海賊の多発する海域を航行する、国民生活にとって不可欠な輸入に依存せざるを得ない物資を輸送する日本船舶を海賊行為の被害から守るために、各国と同様に、日本船舶における民間の警備員による小銃等の所持や使用に対する銃刀法の特例措置が必要であった。

規制の事前評価後もソマリア海域等における海賊の発生件数は減少しているものの、海賊発生の背景とされるソマリア国内の脆弱な経済状況や代替生計手段の欠如、不安定な治安及び脆弱な統治構造等の問題は解決しておらず、ソマリア自身で海賊を取り締まる能力は未だ不十分である現状にあり、引き続き、各国が共同して同海域における海賊の警戒にあたっており、ソマリア海域等以外の海域における海賊事案が引き続き発生している状況に鑑みても予断を許す状況にない。

よって、事前評価時から銃刀法の特例措置が必要との社会経済情勢の変化は生じていない。

② 事前評価時におけるベースラインの検証

事前評価時において、銃刀法の特例措置が導入されなかった場合、原油その他の国民生活に不可欠であり、かつ、輸入に依存せざるを得ない物資を輸送する船舶であって海賊行為による被害を受けやすい日本船舶（以下「特定日本船舶」という。）が、海賊行為が多発している一定の海域で、小銃を用いた民間警備員による警備が実施できず海賊の被害にあう可能性を仮想状況として設定。規制の事前評価後においても、ソマリア海域等における海賊の発生件数は減少しているものの、海賊を生み出す根本的な原因ははまだ解決しておらず、ソマリア海域等以外の海域における海賊事案が引き続き発生している状況に鑑みても、海賊の脅威は引き続き存在しており、銃刀法の特例措置が必要との社会経済情勢の変化は生じていないため、事前評価時と同様のベースラインとなる。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後においても、海賊を生み出す根本的な原因ははまだ解決しておらず、海賊の脅威は引き続き存在しており、船舶の航行の安全を確保する銃刀法の特例措置の必要性は引き続き認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

申請者において特定警備計画の認定申請等に要する費用が遵守費用となる。申請等の実績もあることから遵守費用は生じているものの、当該費用の算定にあたって必要となる特定日本船舶の隻数や小銃を用いた警備の件数を公表することにより、特定日本船舶の警備の状況が推察されることになることから遵守費用は公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。

⑤ 「行政費用」の把握

行政庁において特定警備計画の認定等に要する費用が行政費用となる。申請を受け認定等の実績もあることから行政費用は生じているものの、当該費用の算定にあたって必要となる特定日本船舶の隻数や小銃を用いた警備の件数を公表することにより、特定日本船舶の警備の状況が推察されることになることから行政費用は公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。

⑥ 効果（定量化）の把握

現時点で、民間の警備員が小銃を用いて警備を実施している特定日本船舶が海賊に乗込まれた又は乗っ取られた事案は発生しておらず、銃刀法の特例措置の目的である船舶の航行の安全が確保されている。なお、定量化については、その算定にあたって必要となる特定日本船舶の隻数や

小銃を用いた警備の件数を公表することにより、特定日本船舶の警備の状況が推察されることになることから公表しない。なお、事前評価時の想定とのかい離はない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

上記のとおり、銃刀法の特例措置の効果の定量化については公表しないこととしていることから、金銭価値化として公表しない。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

銃刀法の特例措置による副次的な効果として、海賊行為が多発している一定の海域における船舶の航行の安全が確保されることにより、輸入原油の87%の安定的な輸送が確保されることから、経済安全保障上の確保の観点から効果は極めて大きい。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

特定日本船舶において民間の警備員による小銃を用いた警備を可能とする銃刀法の特例措置の導入により、民間の警備員による小銃を用いた警備を行っている特定日本船舶が、海賊に乗込まれた又は乗っ取られた事案は発生しておらず、航行の安全が確保されている。また、その結果、輸入原油の87%の安定的な輸送が確保され、経済安全保障の観点からの便益も極めて大きい。ソマリア周辺海域の海賊を生み出す根本的な原因はいまだ解決しておらず、海賊の脅威は引き続き存在しており、海賊行為が多発している一定の海域における船舶の航行の安全を確保する観点から当該特例措置を継続することが妥当である。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。